

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	15-2
処分の種類	家畜人工授精飼師の免許取消等			
根拠法令条例等・条項	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第19条第2項			
処分の概要	家畜人工授精師が心身の障害等になったとき、法律に違反した場合等の免許の取消、又は業務の停止命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜改良増殖法第19条第2号 都道府県知事は、家畜人工授精師が法第17条第2項各号の一に掲げる者に該当するに至ったとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>家畜改良増殖法第17条第2項 1 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者((1)及び(2)のとおり) (1)視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。 (2)上肢の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たって必要な技能を十分に発揮することができない者。 2 麻薬又は大麻の中毒者。 3 家畜伝染病予防法、種畜法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に反し、罰金以上の刑に処された者。 4 家畜改良増殖法又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者。</p>			
基準の制定根拠	—			